47号
2019年3月30日

巻頭言

我が国の家裁では離婚時の取り決めにおいて、**月1回・2時間**という面会交流の判断が当たり前のように下されています。しかし、**月1回・2時間**の面会交流では、**1年当たりの合計時間は24時間（1日）**にしかならず、1年間に占める割合に換算すると、たったの**0.27%**の時間しか親子が過ごせておりません。一方、共同親権が導入され、共同養育が実施されている以下の米国のデータを見てみますと、別居・離婚後の父親が我が子と**50%**の時間を過ごしている州が多くあり、最も値の低い州でも**21.8%**となっています。我が国の面会交流時間**0.27%**と米国の面会交流時間**50%**とを比較すると、実に**185倍**もの著しい格差があることが分かります。日本と米国は同じ先進諸国であるにも関わらず、住んでいる国が違うというだけで、親子の関係性にこれほどまでの違いが生じています。別居・離婚後の共同養育の観点において、日本が後進国であることは明らかであり、諸外国の子どもたちの状況と比して、日本の子どもたちを不平等な状況下に置き続けていることは、看過できない由々しき事態です。

2019年2月17日の日本経済新聞において、「選択的共同親権」を法務省が本格検討することが報じられました。会報第36号において、「共同親権に関する声明文」を公表しておりますが、繰り返し表明いたします。親子ネットは、「共同親権」制度の導入にあたり、「子どもの最善の利益」に資する真摯な検討が行われ、「夫婦の離婚が親子の永遠の別れ」とならない社会が構築されることを、日本政府に対して強く望みます。親子ネットは今後も、有識者や他の関連団体と協働しながら、共同養育支援法の成立と、共同養育・共同親権の実現に向けて、様々な活動に取り組んでいきます。引き続き、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク
共同代表（五十音順）
篠田 裕美、須田 幸雄、中西 アイ子、眞有 浩一

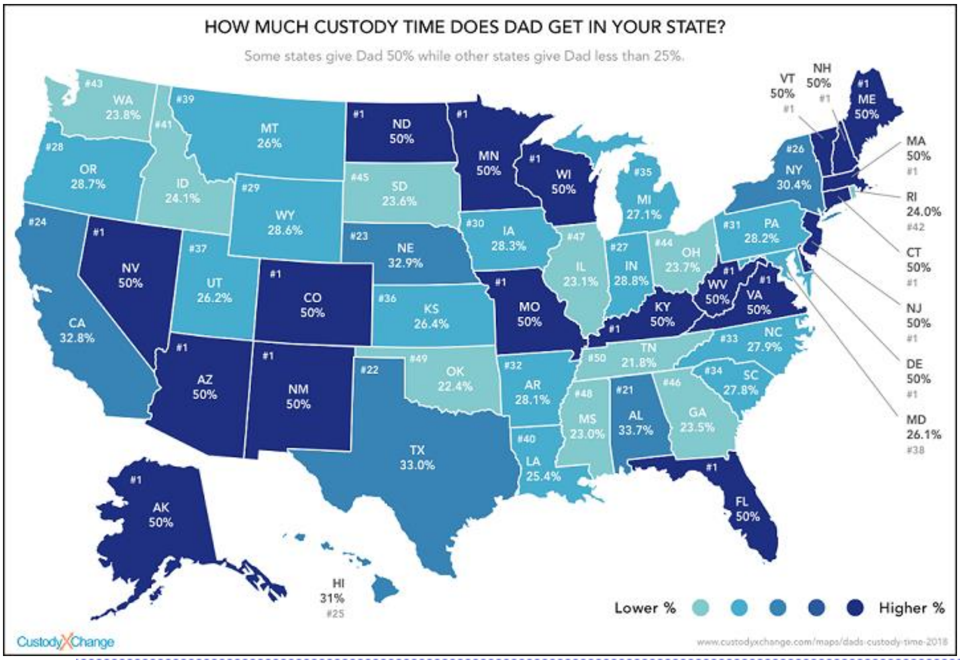

◂各州の別居・離婚後の父親が子どもと過ごす面会交流の時間(2018)
共同親権が導入されている米国では、別居・離婚後に父親と子どもが、1年間に50%の親子の時間を過ごしている州が多くあり、最も低い州でも、21.8%の時間を過ごしている。
出所） Custody X Change「How much custody time does dad get in your state?」
https://www.custodyxchange.com/maps/dads-custody-time-2018.php

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489
メール ： info@oyakonet.org ホームページ ： http://oyakonet.org
会員 入会金 500円 年会費 2,000円
親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号002 普通預金 口座番号4794211
口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク
（オヤコノメンカイコウリュウヲジツゲンスルゼンコクネットワーク）

離婚後のオンライン親教育プログラムのご紹介

親子ネットの定例会でご紹介しておりますとおり、「リコンゴの子育てひろば」のWebサイト上にて、「離婚後のオンライン親教育プログラム」が無料で提供を開始されています。このプログラムは、家族や専門家に離婚の影響について伝え、離婚後、子どものために子育ての協力関係が築けるようにサポートするものです。米国のフロリダ州立大学家族内暴力研究所で作成され、フロリダ州立大学から著作権を得て、東京国際大学 小田切紀子教授と大正大学青木聡教授により日本語版が作成されました。

このたび、小田切先生より「離婚後のオンライン親教育プログラム」の概要について、ご紹介をいただきましたので、ここにご共有いたします。親子ネットは、共同養育・共同親権の実現を目指して活動しておりますが、我が国の法制度が整備されるだけでは不十分であり、子育ての現場において適切に共同養育が実施される「運用」の部分も大切であると考えています。社会に真の変革を起こすためには、「制度」と「運用」の両輪で進めていくことが不可欠です。この親教育プログラムは、子育てに関わる全ての人々に共同養育に関する知識とノウハウを提供し、各人の共同養育スキルを高めるものとなっており、今後の共同養育を「運用」面で支援するリソースの１つになっていくことを確信しています。

皆様も是非この機に、本プログラムを受講いただき、今後の共同養育の場面でご活用いただけることを願っています。

（文・親子ネット共同代表　篠田裕美）

離婚後のオンライン親教育プログラム

東京国際大学　小田切　紀子

導入の背景

親が離婚しても子どもにとって、かけがえのない親であることに変わりなく、親子の関係は永遠に続きます。離婚すると子どもと会わない父親（母親）子どもに会いたくても会えない父親（母親）がいます。

心理学の研究から、子どもが親の離婚時に体験する辛いことは、面会交流や親権に関する両親の激しい紛争であることが明らかになっています。

他方、離婚後、父親と母親が、子どものために協力して子育てができれば、子どもの悲しみや不安、不登校などの問題は少なく、自己肯定感の高い子に育ち、他者との人間関係も上手に築けることがわかっています。 高い子に育ち、他者との人間関係も上手に築けることがわかっています。

しかしながら、離婚後の単独親権制度の日本で、元パートナーと協力して子育てをしていくことは、とても難しいと感じる人は多いと思います。

https://www.rikongonokosodate.com/

構成

離婚後のオンライン親教育プログラム
リコンゴの子育て広場
https://www.rikongonokosodate.com/

この無料の離婚後のオンライン親教育プログラムは、離婚した人や離婚を考えている家族、家族支援の専門家（弁護士、家裁調査官、臨床心理士など）を対象に、離婚が子どもと親に与える影響と離婚後に父親と母親が協力して子育てをするための方法やコツをわかりやすく伝えています。

プログラムはアメリカ・フロリダ州立大学で作成され、小田切紀子（東京国際大学）がフロリダ州立大学から著作権を得て、科研費などの研究助成を受け、青木聡（大正大学）と日本の社会・文化に適応するように改訂し作成しました。

このプログラムは、3つのパートから成り立っています。

- パート1 離婚後の子育ての基本
- パート2 離婚後の協力的な子育てのスキルと方法
- パート3 セルフケア、家族の変化、安全

パート1 ：離婚後の子育ての基本

離婚は、家族全員にとってつらい体験です。離婚によりストレスと生活の変化が生じ、気持ちが不安定になります。しかし子どもたちが健全に成長できるように親が援助できることはたくさんあります。

〇目標

• 離婚後の子育ての目的、利点、大切さを紹介します。
• 離婚について理解を深めます。
• 離婚が子どもに与える影響について、子どもの発達段階ごとに親に伝えます。
• 親が、自分と相手の強みを理解できるようにします。
• 離婚後、親が適切な方法で子どもについて会話ができる能力を高めます。
• 離婚が経済的、心理的、身体的、そして人間関係に与える影響について伝えます。
• 離婚に関する法律の知識を伝えます。

〇内容

＜日本の離婚＞
＜離婚後の子育ての大切さ＞
＜離婚後の協力的な子育て＞
＜離婚が子どもに与える影響＞
＜子どものタイプ別のサポート方法＞
・ 内向的な子ども・外交的な子ども
・ 特別な配慮が必要な子ども
＜離婚があなたに与える影響＞
経済的安定・精神的・情緒的安定・身体的健康・人間関係

パート２：離婚後の協力的な子育てのスキルと方法

離婚後の協力的な子育てとは、両親が自分たちの関係性の問題は脇へ置き、自分たちの子どもを一緒に育てることです。離婚後の協力的な子育てにおいては、夫婦関係はすでに終わっていますが、親として一緒に子どもを支えていきます。

〇 目標

• 離婚後の協力的な子育てを紹介します。
• 離婚後の協力的な子育てにおける「連携」「コミュニケーション」「争いの解決」「歩み寄り」「一貫性」というポジティブなスキルを促進します。
• 子どもが離婚を上手に乗り越えられるように、離婚後の協力的な子育てのスキルと方法を両親に提示します。
• 両親が、こうしたスキルと方法を自分たちの関係だけでなく、生活の様々な場面に適用できるようにします。

〇内容

＜スキル1：連携＞
＜スキル2：コミュニケーション＞
＜スキル3：争いの解決＞
＜スキル4：歩み寄り＞
＜スキル5：一貫性＞
＜離婚後の子育てでよくある争い＞

パート3 ：セルフケア、家族の変化、安全

親が、子どものために上手に共同養育をするためのスキルと方法を学べば、親はスキルをさらに向上させ、子どもを健全に育てる方法を学ぶことができます。親が子どもの健全な成長・発達を促進するためにできることはたくさんあります。

〇 目標

• 離婚後に生じる複雑な家族の変化の乗り越え方を理解します。
• 親が、自分たちのストレスの影響を理解します。
• 親に正しいセルフケアを教えます。
• 離婚後、新しい人間関係を家族に加えることについて学びます。
家族関係の変化により生じる好ましい家族のあり方を理解します。
• 家庭内に暴力がなく、家庭が安全な場所であるようにします。
• 児童虐待の注意するべきサイン、指標、影響に関する情報を提供します。

〇内容

＜離婚後の人生の浮き沈み＞
＜離婚後の人生の浮き沈み＞
＜子育て中のセルフケア＞
自分をいたわる・周囲からのサポートを受ける・途方に暮れたときは助けやサポートを求める・セルフケアの難しさ
＜離婚後の人間関係＞
新しい人間関係・再婚・きょうだい関係の重要性・
再婚後の子育て

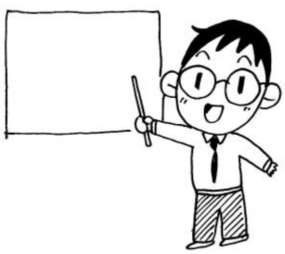

第１回りむすび主催講演会　開催報告

「どうする？！別居離婚後の子育て 知っておきたい共同養育」

□ 開催への思い

りむすびは「争うよりも歩み寄りを」をモットーに、ご相談や面会交流の付き添い等を通して、共同養育実践に向けた親同士の関係再構築のサポートを行っております。

葛藤のある夫婦間において歩み寄ることほど難しいことはありませんが、親同士の関係を円滑に続けていくためには、相手や社会を責めるだけではではなく、相手の状況や気持ちを理解することが大事です。

自分の夫や妻にはなかなか耳を傾けることができなくても、相手と同じ立場の他の人と関わることで相手の気持ちを知る交流の場をつくりたいという思いから、同居親と別居親が交流できるオンラインサロンコミュニティの運営を始めました。

その結果、相互理解が進み、状況も精神面も快方に向かう方が増えたことから、是非コミュニティ以外の方にも相手の立場の気持ちを知る体験をしていただきたく、同居親別居親によるパネルディスカッションの実施にいたりました。

□ 講演会の内容

第一部では、東京国際大学小田切紀子先生に「離婚家庭の子どもの気持ち」についてご講演いただきました。初めて小田切先生のお話を聴く方、面会交流に消極的な同居親、これから離婚を考えている方などに向け、親の葛藤が与える子どもへの影響などを初級者向けにお話いただきました。

第二部では、「いろんなカタチの共同養育」と題して、同居母親と別居父親のパネルディスカッションを行いました。各２名ずつ以下内容をお話いただきました。

・共同養育するにあたり困っていること、困っていたこと
・共同養育に前向きになれた経緯
・共同養育してよかったこと
・相手がしてくれたらうれしいこと・うれしかったこと
・相手との関わりにおいて自身が心がけていること

前向きになれた母親の経験談や、争うことを手放し、状況が快方に進んだ父親の経験談など、気づきを得るお話も多く、会場内では大きく頷かれたり、時折涙を拭かれてる姿も見受けしました。

□ 効果・反響

62名（男性36名、女性26名）がご参加くださり、以下のご感想が寄せられました。

・同居親と別居親が集い、情報交換をするという取り組みが素晴らしい。

・立場の違う当事者の身に起きた家族問題を等身大で話すいい企画だった。

・こんなに悩んでいる別居親の男性がいることを知った。

りむすび代表のしばはし聡子氏

・女性の多さに驚いた。別居親に会わせようとする同居親も多いことにさらに驚いた。

・ぜひ第2回を計画してほしい。地方でも開催してほしい。

また、懇親会も39名（男性23名、女性16名）と多くの方がご参加くださり、「同じ立場だけでは、法律を変えるとか裁判所や弁護士は敵だとかの話ばかりだったが、父母相互の交流の場は新鮮だった」といった声も頂戴しました。

立場は違えど共同養育という共通項があるからこそ、別居や離婚で困難がありながらも、お酒を交わしながら笑い声の絶えない楽しいひと時を過ごしていただけたかと思います。

□ 別居親に対する学びの機会提供に関する考え

親同士の関係再構築のために、別居親・同居親それぞれ学びの内容は異なると考えています。

同居親は夫婦間の感情と親子関係を切り離し、子どもを所有物にせず、親としての心得を持つこと。別居親は同居親への改善ばかり求めがちですが、同居親との関わりへの心得を学ぶことが必要だと感じます。

□ 今後の展開等について

ひと家庭でも多く共同養育を実戦できるよう、ご相談から面会交流の現場対応、そして共同養育に向けて各ご家庭に合わせてきめ細かく伴走をする「共同養育コンサルタント」を育成し、全国で支部体制を整えてまいります。

各地はもちろん、東京近郊でもりむすびの理念のもと支部として活動したい！という方がいらっしゃいましたら以下をご覧いただきご連絡いただければ幸いです。

＜共同養育コンサルタント養成講座＞
http://www.rimusubi.com/consultant

また、コミュニティも引き続きお仲間をお待ちしております。

＜別居離婚パパママ交流会「りむすびコミュニティ」＞
http://www.rimusubi.com/community

ともに共同養育があたり前な社会をつくっていきましょう。

（文：りむすび代表 しばはし聡子氏）

親子ネット主催イベント開催報告

第２回親子ネットクッキングイベント

親子ネットは、2019年2月23日（土）に南大塚地域文化創造館調理室にて、自らもお子様との別居を経験されている、調理師の大谷格司氏を講師にお迎えして、第２回親子ネットクッキングイベントを開催いたしましたので、ご報告いたします。

当日は、親子ネット会員やお子様にもご参加をいただきました。4つのグループに分かれて、大谷氏の指導のもと、ピザ、マッシュポテト、バジルチキンの３品を作りました。ピザは生地から作る本格的なもので、他の料理も手の込んだ工程がしっかりとあるため、自然とチーム内で役割分担をしながら進めていきました。

イベント開催後、大谷氏より次のようなコメントをいただきました。

「“料理” というのは、自分で食べたいものをイメージして、計画して、実際に手を動かして、完成したものを食べて味合うという工程を経るので、脳にもすごく良いですし、チームで料理に取り組めば、スケジュール管理、手分け、改善という要素もあるため、チームビルディングに最適です。」

親子ネットは設立から10年が経過し、お子さんに会えていない方、会えている方、そして、配偶者がお子さんと共に戻ってきた方まで、様々な方がいらっしゃいます。我が子と一緒に料理を作ることのできる未来の実現にあたり、親子ネットは当事者同士の団結が重要だと考えています。大谷氏のコメントにありますように、私も料理を皆で共に作ることで、お互いの相互理解を増進し、困難な課題に対して共に立ち向かうことのできる関係性の構築につながるのではないかと、料理をしながら考えていました。また、皆で作った料理を食べながら、子どもが自分の生活からいなくなってしまって、１人でご飯を作り、１人でご飯を食べる生活が増えてしまった私達にとって、皆でご飯を作り、皆でご飯を食べるという行為に、心を癒す効果があるのではないかとも思いました。

親子ネットは今後も会員の方々向けにイベントを開催してまいります。今後共、親子ネットをよろしくお願いいたします。

＜親子で楽しい本格ピザのレシピ＞

■ピザ生地のつくり方

〇材料（4～5 人前）

薄力粉 250g	ぬるま湯 200cc
強力粉 200g	オリーブオイル 大さじ１
ドライイースト 3g	砂糖 5g
塩 10g	

①まず、薄力粉、強力粉、ドライイースト、塩、砂糖をすべてボールに入れたものをふるいにかけます。

②①にオリーブオイルを入れて軽くまぜます。

③②に少しずつぬるま湯を足して混ぜます。全体に馴染んで手につかない程度に混ぜたら、さらに平らな面に移して、表面がきれいになるまでよくこねてください。

④できた生地は包丁で 4～5 等分にし、それぞれきれいに丸めてボールに移します。上から濡れたふきんを被せて約 45 分、40℃のオーブンで発酵させます。

⑤全体が最初の２倍に膨らんだら、一次発酵は完了です。ボールから取り出し、空気を抜いて、さらに 10 分休ませます。

⑥打ち台に薄力（分量外）をふって、適当な大きさに切り分けた⑤を綿棒で伸ばします。

■ピザソースのつくり方

〇材料（4～5 人前）

トマトの水煮缶１缶	塩 少々
にんにく２片	ドライオレガノ 適量
オリーブオイル 大さじ２	

①にんにくは皮を剥いてみじん切りにします。

②鍋ににんにくとオリーブオイルを入れて、弱火にかけます。

③オリーブオイルににんにくの香りが充分にうつったら、トマトの水煮を投入します。跳ねるので気をつけてくださいね。

④火は最初は強火で、沸騰したら中火にして、トマトが抜くずれるまで煮ます。途中で木べらでトマトをつぶしても OK です。

⑤トマトの塊がほぼなくなったら、充分に冷ましてからミキサーにかけ、ペースト状にします。

⑥⑤を再び鍋に戻し、沸騰させ、塩とオレガノを少々入れて味を整えます。分量外のオリーブオイルを追加すると、さらにジュージーなソースになります。

■基本のピザ　マルゲリータのつくり方

〇材料

ピザ生地	モツァレラチーズ	バジルの葉
トマトソース	シュレッドチーズ	塩、オリーブオイル

①ピザ生地を薄く伸ばして、オリーブオイルとソースを塗ります。その上にチーズ２種と塩、バジルの葉をちらします。

②あらかじめ温めておいた魚焼きグリルに入れます。火から目を離さずに！ピザの表面が焦げてきたら完成です。

（文・写真：親子ネット共同代表 篠田 裕美、レシピ：大谷 格司氏）

「あなたに逢いたくて」第13弾

稲坂将成法律事務所
古賀礼子 弁護士

東京学芸大学教育学部卒業、信州大学大学院法曹法務研究科卒業、２０１３年弁護士登録、稲坂将成法律事務所（東大和市）所属。稲坂が即独開業した事務所で、地域の方のどんな悩みにも応じていこうという気概で、仕事を始めて早々、わが子を連れ去られ会えなくなったという方の相談を受け、以来、別居親案件を毎年複数受任し解決し続けている。早く、より多くわが子に会いたい方のため、試行錯誤、奮闘中！育休後アドバイザーとして両立支援にも取り組む。

１．弁護士になられた理由・経緯についてお話ください。

　大学の時、家族法を最初に勉強しました。夫婦別姓、家事労働の評価の問題に見られる男女平等の在り方を模索し、悩む内に、キャリアと育児を柔軟に両立できるのは自由業としての弁護士だと考え、司法試験を受験することにしました。法曹改革中で、受験制度が変わり、浪人を重ねることになったので、長引く受験期間中、出産・育児との両立を先行して取り組もうと、ロースクール在学中に第一子を出産し、制約のある中で、メリハリをつけて受験勉強に集中する方針で、モチベーションを保ち、２０１２年にようやく合格しました。当時幼稚園に通う息子がいたおかげで、第一希望の立川での司法修習が叶い、今も、弁護士会多摩支部会員として立川を拠点として活動しています。

２．日本は2014年にハーグ条約を批准しておりますが、国内では子どもの連れ去りを抑制するための同様の法律が整備されておりません。「子の最善の福祉」を守るために、どう社会を変えていくべきでしょうか。古賀先生の考える「子の最善の福祉」とともに、親子断絶の問題に対するご意見をお聞かせください。

　婚姻中はすでに共同親権ですが、ワンオペ育児の悲痛が語られるように、共同養育が浸透していないことが根深い問題にあると考えています。すでに共働き共稼ぎが当たり前になっている中で、子育て世代に向けて、男女問わず、仕事と育児の両立支援が今注目されています。育児の分担を当然として、共同養育を当たり前にしている夫婦が離婚する場合も、共同養育を実行しやすいでしょうし、そのためには、葛藤回避のために離婚後共同親権の選択可能性が必要であるという議論がますます高まっていくと考えています。育休後アドバイザーの認定を受け、今は、パパの育休の充実（取得率や取得期間の拡充）が課題であると話題になっています。女性向けの支援では限界にあって、女性だけの育休・時短制度だけでは、女性の働きやすさ・生きやすさは変わらず、性別役割分業が固定したままだったのです。

私は、父親の養育権保障が大切だと言い切っています。父親を養育の主体者として尊重するとともに、育児スキルを身に着け、実践する機会をどんどん増やしていきたい。遠回りに見えるけども、子育て世代の家庭支援を厚くすることが、親子断絶を回避していく裾野にあるのだと確信しています。離婚危機に直面した場合には、適切なリーガルサポートを享受できるよう、別居親側弁護士のスキル向上も課題だと考えています。今、別居親になった途端に、弁護士探しにも難航してしまう現状を改善したいです。

３．民法766条の改正により、離婚時に養育費と面会交流を取り決めることが明文化されましたが、いまだ月1回数時間という状況に変わりありません。諸外国と比較すると、我が国では別居・離婚によって、別居親が子どもと過ごす時間が著しく減少してしまいます。諸外国において重視される「フレンドリー・ペアレントルール」が日本に根付かない原因について、どのようにお考えでしょうか。

くり返しになりますが、父親の養育権保障が未熟な状態が背景にあるでしょう。父親の育休取得率が、ようやく５．１４％。それでも、たった数日間しか取得していない例も含めての取得率なので、父親が育児の実働を担っているとは到底いえない。わが子に会いたくて会えないことに悩む方々は、育児を担ってきた方が多いですが、実は全体から見れば少数であるため、なかなか通用しない実情があると感じています。月１回数時間会えれば十分という発想で解決している例も実は多いのではないかと思います。その方が早期に調停が成立し、問題意識も覚えないのでしょう。会わせない親ではなく、会わない親が、面会交流時間の上限を導いているのです。裁判所は、養育費に関しても最低限度の金額しか定めません。この点は、あまりにも少額だということで、見直しの動きがあります。しかし、実働面においても養育責任の公平な分担をしなければ、育児を抱え込む側は稼働力が制限されたままになり、それこそ深刻な貧困問題を招きかねません。同居親の負担を軽減するために、別居親による養育時間の拡充を求めるべきであるという文脈が正しく通用していく必要がありますが、そういう視点を醸成していくことが課題だと考えます。

４．今後の抱負を語っていただけますでしょうか。

国連の勧告もありましたし、単独親権違憲主張を盛り込んだ訴訟活動を展開していきたいです。条件は限られていきますが、夫婦が協力できるのであれば、共同親権を指定する協議離婚届が受理されないときの、立法不作為を問う訴訟を考えています。離婚訴訟の中だけでなく、離婚後も、親権者変更事件の中で、共同親権への変更を求めたり、あるいは、婚姻外父母の親権者指定届において共同親権への指定を求める中で、単独親権違憲を主張する機会はあり得ると考えています。数を積み重ねていく中で、一つでも違憲判決が出れば、立法機関を動かすでしょう。親権に関する申立件数が増えることでも、突き動かせるでしょう。同志を持つ弁護士が連携していく手応えも覚えていますので、勇気をもって挑んでいきたいと思います。

５．親子ネットの会員へのメッセージがございましたらお願いします。

長きにわたって親子ネットはじめ当事者の方々がお辛い想いをしながら、挫けずに取り組んできた成果として、民法７６６条の改正、ハーグ条約の締約を実現してきたことに敬服いたします。とても険しい道のりだったと思います。子育てをすることを制限されたときでも国育てはできるのだということを教わりました。まだまだ未熟ながらも、東京家裁でも親ガイダンスを導入するなど、共同養育観は確実に普及し始めています。心身健やかに自分を大切にしていくことも、子育てです。ゴールを見誤らず、誠実に取り組んでいく先に、道は開かれていくでしょう。離婚前後を問わず、あなたの子育てを応援します。

（インタビューアー：親子ネット運営委員　篠田 裕美）

◆手帳にメモして

■親子ネット定例会
〈日時〉2019年4月13日（土）14:00-17:00
〈場所〉高田第二区民集会室 2階 会議室2
東京都豊島区高田3-18-3
〈アクセス〉JR山手線　高田馬場駅　徒歩4分
東京メトロ東西線　高田馬場駅　徒歩3分
西武新宿線 高田馬場駅 徒歩4分
〈参加費〉無料
※別途、参加費がかかりますが、総会終了後に懇親会を開催いたします。情報交換などにお役立てください。
※詳細は、親子ネットホームページ（http://oyakonet.org/）に掲載されるご案内をご覧ください。

■親子ネットNAGANO
〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。
〈学習・相談会〉希望者に案内中（お尋ねください）
〈問合せ〉Mail：kodomokenri@gmail.com
電話：050-3468-3743

■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会
〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日19:30～
〈場所〉国立市東4-9-16椿荘102スペースF
〈問合せ〉042-507-4414
※詳細は、Facebookページをご覧ください。
(https://b-m.facebook.com/kunitachivisitation)

■当事者女性の親睦会
※参加は女性のみとなります。
〈日時〉2019年3月30日(土) 13:30～17:00
(何時からの参加でもOKです。)
〈場所〉銀座区民会館　銀座4-13-17
(女子会という名前で予約しています。)
〈参加費〉会場代を参加者の人数で割ります。参加予約は不要です、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。
〈問合せ〉Mail: joshikai@infoseek.jp
※奇数月の最後の土曜日に開催しています。次回は5月25日の予定です。場所が確定しましたら、別途告知いたします。初めて参加を希望の方は、問合わせのアドレスまでメールにてお知らせ下さい。

■子どもに会いたい親のサポート交流会(親サポの会)
〈自助活動〉毎月第4火曜日19:00～21:00
〈場所〉トミービル11階（東京都新宿区西新宿7-7-23）
〈参加費〉1,000円
※詳細は、親サポの会ホームページ(https://kyoudouyouiku.jimdo.com/) に掲載されるご案内をご覧ください。

■一般社団法人りむすび
＜個別相談・面会交流サポート＞共同養育実践に向けたきめ細かいサポートを行います。
＜講演・講師＞行政・議員・当事者向けに共同養育普及の講演や研修講師を行います。
＜りむすびコミュニティ＞別居離婚パパママの相互理解を深めるコミュニティです。
＜共同養育各種講座＞1名より随時開催します（zoom可）
＜問い合わせ＞ rimusubi@gmail.com
※詳細はホームページをご覧ください。
http://www.rimusubi.com

◆マスコミ

平成30年8月13日、Yahoo!ニュース、子どもは一方のものじゃない―離婚親の「共同親権」への期待
平成30年8月21日・28日号、週刊女性、目黒5歳女児を継父と実母で虐待死　結愛ちゃんの実父が語った胸の内
平成30年8月24日、弁護士ドットコム、「共同親権持てないのは違憲」親権裁判で新たな動き、憲法訴訟手がける作花弁護士が支援
平成30年8月28日、日本経済新聞、ハーグ条約「日本は不履行」 子供連れ去り対応迫る
平成30年8月29日、Yahooニュース、「子供400人が94年以降、米国から日本に拉致された」共同親権でハーグ条約違反常習国の汚名返上を
平成30年9月18日、第39会期国連人権理事会、藤木俊一氏による日本国内の子供の連れ去り問題の発言
平成30年10月17日、弁護士ドットコム、離婚後、離れて暮らす「もう1人の親に会いたい」 子ども自身にできることは
平成30年12月15日、ニュースパス、目黒女児虐待死の衝撃「連れ子」に対する虐待はなぜ起こるのか、専門家が実例で解説
平成30年12月25日、Yahooニュース、＜クリスマスの悲劇＞隠れた課題、断絶された親子たちについて考える。
平成30年12月27日、週刊新潮、「我が子に会えない親」切望の「共同親権」
平成31年2月1日、国連子どもの権利委員会が離婚後の共同親権の法制化を日本政府に勧告
平成31年2月3日、沖縄タイムス、子どもに会いたい…離婚や別居で親が求める面会調停、過去最多　背景に高まる父親の育児意識
平成31年2月8日、テレビ朝日、国連　日本の虐待状況に懸念　政府に対応強化を勧告
平成31年2月17日、日本経済新聞、父母双方に親権 選択制を検討　法務省 離婚後、別居親も面会交流 子の養育環境整備
平成31年2月26日、Viewpoint、親権を巡る子の連れ去り
平成31年2月26日、日本経済新聞、「子どもの気持ち理解」首相、共同親権めぐり
平成31年3月1日、弁護士ドットコム、「共同親権」最高裁は憲法判断せず　作花弁護士「残念だが、将来への大きな一歩」
平成31年3月16日、プレジデントオンライン、探偵が辿り着いた「児童虐待の方程式」
平成31年3月19日、読売新聞、父親求める共同親権…国、法改正の検討始める
平成31年3月22日、衆議院法務委員会（串田誠一議員質疑）、葛藤を生じさせる制度が事件を発生させている！
平成31年3月26日、弁護士ドットコム、「離婚後の単独親権は違憲」共同親権導入求め、男性が国賠提訴

◆住所変更時のお願い

- ✓ ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。
Mail：info@oyakonet.org

◆編集後記

先日、親子三人で面会をしているとき、同居親である母親が子どもに私の悪口をふともらしたところ、「ママ、二度と言ったらママと家族やめるよ！」とすごい剣幕でどなりました。本来は無邪気でいられるはずのまだ小学校低学年の子どもが、この状況に気を遣い、心を痛め、耐えていることに、この先何をおいてもこの子の心を守ることを第一に、と改めて思わせられました。

各々状況は異なりますが、両親の離婚による子どもの心の痛みを和らげるために、当事者どうしが相談しあい、知恵を出しあい、協力してそれぞれのケースに最善の道を探って行きましょう。皆さんそれぞれの働きかけもあり、マスコミや国会質疑においても共同養育、共同親権が取り上げられています。ここで更に世論の理解を推し進めて、力を結集して現状を変革していきましょう。

編集委員　高倉 ゆうと

◆引き離し46号・編集委員

■親子ネット運営委員等（五十音順）
斉藤 昌宏、酒井 敦、佐々木 昇、篠田 裕美、高倉 ゆうと、中西 アイ子

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク　会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。 ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031　東京都渋谷区桜丘町17-12　渋谷ジョンソンビル4F　S100489
メール ： info@oyakonet.org　　ホームページ　： http://oyakonet.org